

改訂

人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画（人権施策推進プラン）

< 概要 >

第1章 改訂行動計画の基本的な考え方

1 前期行動計画の改訂の必要性

市は現在、『高槻市人権施策基本方針』（以下『人権施策基本方針』という。）を具体化する「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画（人権施策推進プラン）」（以下「前期行動計画」という。）により、各施策事業を展開していますが、今なお人権侵害、人権課題が存在する状況にあり、第5回高槻市人権意識調査（平成21年度（2009年度）実施）の結果を踏まえ、これらに対応するとともに、『高槻市多文化共生施策推進基本指針』（平成21年（2009年）3月策定：以下『多文化共生施策推進基本指針』という。）の施策を具体化するため、前期行動計画の中間見直しを行い（以下『改訂行動計画』という。）、次の6点を指針として、引き続き総合的な人権施策の推進に努めます。

(1) 目的 ...以下の4つの目標を実現することを目的とします。

- ・一人ひとりが尊重され、自己実現を図ることのできる、活気のある地域社会
- ・市民の誰もが、社会の一員として等しく参加・参画できる公正な地域社会
- ・多様な文化や価値観、個性が尊重され、共に暮らせる地域社会
- ・市民、企業、自治体等が共に取組む人権尊重の地域社会

(2) 取組み ...多様化・複雑化する人権問題に対応します。（3つの柱）

- ・豊かな人権感覚を育てていくための人権教育・啓発の推進
- ・人権擁護を推進するための権利擁護システムの構築
- ・社会全体での取組みを推進するためのネットワークの形成

(3) 基本的な視点 ...一つの行動計画としての独立性を保持します。

人権意識調査の結果及び前期行動計画の進行管理での課題を踏まえ、実施する事業が連動し、『人権施策推進基本方針』及び『多文化共生施策推進基本指針』並びに「改訂行動計画」が一体となるものとします。

(4) 主要課題 ...課題解決に向け、取組みを推進します。

女性問題、子ども問題、高齢者問題、障害者問題、同和問題、在日外国人問題、感染症患者等の人権問題、情報化社会の人権問題、犯罪被害者等の人権問題、性的マイノリティなどの人権問題など

(5) 多文化共生施策の具体化 ...共に生きる地域社会の実現に向け取組みます。

人権尊重、情報の多言語化、暮らしの支援、多文化共生の地域づくりなどの具体的な施策を推進します。

(6) 参画と協力 ...参画と協力を求めます。

市民、諸団体、NPO、企業、国、府、近隣自治体などに方向性、行動計画を示し、参画と協力を求めます。

2 人権施策の基本理念

『人権施策基本方針』の「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現」を基本理念とし、個人の選択に応じた様々な価値観や生き方を尊重し、自ら律する自立した市民がそれぞれの個性と能力を輝かせ、自己実現と社会責任を果たすことができる地域社会の創造を目指します。

併せて、『多文化共生施策推進基本指針』を踏まえ様々な文化、習慣、価値観の違いを認め合い、国籍や民族的・文化的背景に関係なく、共に地域を支え合う豊かで活力ある地域社会の実現を目指します。

3 人権施策が目指す高槻市の方向

基本理念の実現に向けた、人権施策が目指す具体的な方向性としては、『人権施策基本方針』に示された4つの地域社会を目標とし、その具体化に努めます。

- ・一人ひとりが尊重され、自己実現を図ることができる、活気のある地域社会
- ・市民の誰もが、社会の一員として等しく参加・参画できる公正な地域社会
- ・多様な文化や価値観、個性が尊重され、共に暮せる地域社会
- ・市民・企業・自治体等が共に取組む人権尊重の地域社会

4 人権施策展開への考え方

『人権施策基本方針』の基本的留意点、『多文化共生施策推進基本指針』の考え方、人権意識調査の結果、前期行動計画の検証結果、人権施策推進審議会での意見などを踏まえた人権施策を展開します。

(1) 総合的な視点を踏まえた取組みの推進

現在の人権問題は多様化・複雑化し、新たな課題も生じており、これまでのように課題ごとの施策だけでは、十分対応できなくなっています。また、多文化共生社会の実現に向け外国人市民が日本社会で生活することをサポートする施策の推進だけでなく、外国人市民への不平等や差別的扱いを解消する施策の推進が求められていることから、人権侵害の直接的な対処のみならず、社会的な機運の醸成や市民・企業等の意欲を喚起し、生かしていくための基盤づくりなど、人権問題の解決に共通する観点による総合的な人権施策への取組みを展開します。

(2) 「人権」という共通する観点を意識した効果的な人権施策の推進

豊かな人権感覚を育てていくための人権教育・啓発の推進

人権擁護を推進していくための権利擁護システムの構築

社会全体での取組みを推進するためのネットワークの形成

の3つの柱により総合的な人権施策の体系化を図るとともに、多文化共生社会の実現に向けた施策の具体化を図ります。

5 改訂行動計画の期間

平成 23 年度（2011 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までとします。

6 改訂行動計画のフォロー体制

庁内においては、人権擁護推進本部において取組み状況を把握するとともに、人権施策推進審議会において、毎年定期的に人権施策の実施状況や進捗状況を点検し、その結果を以後の施策に反映します。

第 2 章 前期行動計画の改訂の背景

1 第 5 回高槻市人権意識調査と当事者団体の意見

第 5 回高槻市人権意識調査（以下「人権意識調査」という。）の結果から見た現状と課題及び人権に係る当事者団体から出された意見は次のとおりです。

(1) 関心のある人権問題

【人権意識調査の結果から】

- ・男性と女性では、男性...「障害者の人権」、女性...「女性の人権」が多い。

(2) 女性の人権について

【人権意識調査の結果から】

- ・DV（ドメスティック・バイオレンス...夫やパートナー等、親密な人間関係の中で起こる暴力）に対する関心は高まっているが、DV相談は増加傾向にあり、今後も啓発の展開とともに、被害者の子どもへの対応も含めた迅速な支援が求められています。
- ・今後も男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進とともに、安心して子育てや介護ができる環境の整備が課題となっています。

【当事者団体の意見から】

- ・啓発として、情報の収集と交流、男女共同参画センターの企画運営委員会の設立、広報の充実を図るとともに、具体的な施策の推進とその予算化、また、男女が共に仕事と家庭を両立できる条件整備や高齢者などに対する社会保障の充実なども求められています。
- ・女性の審議会等や管理職への積極的な登用促進及び自治体のみならず、国、府への要望等が求められています。

(3) 子どもの人権について

【人権意識調査の結果から】

- ・いじめ・不登校など、子どもの人権の保障と深くかかわる課題であるにもかかわらず、市民の理解が決して十分であるとはいえない状況がみられます。
- ・学校や地域社会における子どもを取り巻く環境は依然として厳しい状況であり、学校教育の取組みのみならず、地域全体で子どもの人権を理解し、それを尊重しながら、子どもにとって最も良いことは何かを常に考え、行動していくことが求められています。

【当事者団体の意見から】

- ・子どもの権利について、正しい知識が不足しているとともに、子ども自身が子どもの権利条約や人権教育を学ぶ機会が不十分となっており、また、体罰容認などの意識を子どもの人権を尊重する考え方に変えていくことも重要な課題となっています。
- ・子どもたちが地域において自然体験や生活体験、異なった年齢集団による活動やボランティア活動など、様々な体験ができる場や機会の充実が必要となっています。
- ・障害の有無にかかわらず、すべての子どもが等しく、共に参加できる場が必要であり、地域で活動する指導者などの養成が求められています。
- ・保護者や教職員、地域を対象とした子どもの人権に関する研修や講座の実施が必要となっています。

(4) 高齢者の人権

【人権意識調査の結果から】

- ・生活環境の整備や経済的な保障など、現在の社会状況等を反映した新たな人権課題が浮上しており、解消に向けた対応が求められています。
- ・高齢社会を豊かに活力あるものとしていくため、生きがいを持って暮らし、それぞれの人生経験を生かし、参加できる地域社会の実現が課題となっています。

【当事者団体の意見から】

- ・認知症や精神疾患への理解を深める取組みや介護する人を支援する制度・政策が求められています。

(5) 障害者の人権について

【人権意識調査の結果から】

- ・障害者に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動をさらに充実・強化し、一人ひとりが「こころのバリア」を無くしていくことが求められています。

【当事者団体の意見から】

- ・政府や会社、周りの人が障害者一人ひとりの必要性を考えて、その状況に応じた変更や調整を負担がかかり過ぎない範囲で行う「合理的配慮」を検討することが重要な課題となっています。
- ・障害者が社会の一員として誇りを持って生活することは障害者の権利であるという意識を市民一人ひとりが認識することが求められています。

(6) 性差別に関する考えについて

【人権意識調査の結果から】

- ・今後も性のあり方が社会的にマイノリティであることにより、様々な不利益を被っている人々に対する理解を深める人権教育・人権啓発の推進が求められています。

(7) 同和問題について

【人権意識調査の結果から】

- ・今日、同和問題を認識した経路と時期について、「学校の授業」が多くの世代において多数を占めるようになり、同和問題との「豊かな出会い」の創造に向けて、同和教育・人権教育はその重要性をより一層高めているといえます。

これまでの同和教育・人権教育の効果に対する疑問も一定、存在することを考慮に入れつつ、さらに充実した取組みが求められています。

- ・部落差別にかかわる人権について、問題意識を持つ人が増加しており、人権啓発の効果が認められますが、引き続き同和問題を正しく理解し、差別を許さないという自分自身の考え、あるいは問題として、自らの行動に結び付けていくことが必要です。

【当事者団体の意見から】

- ・生活面ではきめ細やかな行政サービス、地域住民の参加によるまちづくりが必要であり、市と市民の協働が求められています。人権啓発面では、市民意識向上のため、市民自ら考える参加型等創意工夫のある啓発事業の見直しが必要となっています。
- ・差別事象に対する法規制制定のための国への働きかけや人権相談員の育成と能力の向上及び相談にいたるまでのシステム構築と関係職員の意識向上により、人権侵犯の基準の明確化と集約システムを再構築することが望まれています。
- ・貧困と差別の再生産にならないまちづくり、子育て世帯から高齢者世帯まで、幅広い世帯が生活するまちづくり、住民自治が息づく福祉のまちづくりが重要であり、これらのまちづくりのための知恵と力を注ぐことが求められています。

(8) 在日外国人の人権について

【意識調査の結果から】

- ・外国人市民に対するコミュニケーション支援や生活等の支援、あるいは地域コミュニティの一員として受け入れていく具体的な体制づくりが求められています。
- ・外国の文化、習慣、歴史的経緯などの理解が重要であり、外国人にとっても快適で暮らしやすい多文化共生社会の実現が課題となっています。

【当事者団体の意見から】

- ・外国人市民の実態を把握し、外国人差別の解消に向けた取組みを行うという共通認識を深めることが重要となっています。
- ・外国人市民の要望を反映させる場を設置するとともに、施策の実効性が担保できる機能と権限を与えることが必要となっています。

(9) 人権問題について

【意識調査の結果から】

- ・人権課題の解消に向けた、効果的・効率的な人権教育・人権啓発の推進が求められています。
- ・インターネット上の人権については、利用者が一人ひとりモラルと人権意識を高め、発信に対する自己責任を持つことが求められています。一方、メディアの特性や利用方法を理

解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいはメディアの情報を取捨選択し、活用する能力を身に付けていくことも重要となっています。

- ・人権に関する講演等については、広報等の手法や次世代がより一層参加できる企画など、啓発のあり方が課題となっています。
- ・人権侵害を受けた場合の行政機関の利用度などが低いことから、相談体制の充実や民間も含めた相談機関等の周知などが課題となっています。

2 前期行動計画の成果と課題

〔1-(1)〕人権教育について

- ・人権教育の分野における幼・小・中連携の推進や教材やプログラム、参加体験型の指導方法等様々な工夫改善を図り、若い世代への継承という課題についても取組みが進むなど、成果が現れています。
- ・学校園では子どもの発達段階に応じた人権意識を育むため、指導方法・指導内容について教職員研修や校内研修を重ね、子どもたちの自主な活動、いじめ・不登校の対応等について充実に努めるとともに、教育活動全体を通じて学校園の実態に即し、様々な取組みを行ったことにより、教職員や子どもたちの人権感覚や実践的な行動力の育成という面でも一定の効果が現れています。
- ・今後も学校園での人権教育を推進するため、前期行動計画における継続する課題について、引き続き、施策を実施し、学校園の取組みを深め、充実に図っていくことが大切です。また、急速な情報化社会によるメディアリテラシーの問題等、時代のニーズに応じた新しい人権教育の課題についても取り組んでいく必要があります。
- ・社会教育における人権教育については、知識等の習得、学習成果を発揮する機会の提供及び保護者等の人材の養成などの事業を推進することによって、地域や家庭の教育力向上に努めることが必要です。
- ・学校教育と社会教育が連携し、取組みを進めるにあたり、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を適切に果たしながら相互に連携し、豊かな心を育むことができるようさらに人権教育推進事業等を推進する必要があります。

〔1-(2)〕人権啓発について

- ・市民・企業等への啓発におけるイベント等の開催については、新規参加者をいかに増やすかが課題であり、市民の年齢層に応じた効果的な事業に関してより一層、創意工夫が必要となっています。

〔1-(3)〕人権研修について

- ・内容などの充実に向けた検討を行うとともに、各職場において、様々な人権問題について計画的に研修ができるよう、サポート体制の整備が必要となっています。

〔2〕人権擁護・保護機能の充実

- ・引き続き、市民が利用しやすい相談体制の検討を行う必要があります。
- ・多様化・複雑化する人権問題に効果的に対応するため、相談機関と保護機関などの密接

- ・な連携を図るとともに、NPO等との協働を推進するなど人権ネットワークの構築が求められています。
- ・人権問題の実情・課題を的確に把握するため、各相談機関の集約・分析を人権ケースワーク会議で集計し、結果の分析が必要となっています。
- ・相談者が気軽に相談できる機関の周知のため、広報紙・市ホームページの活用が必要となっています。
- ・相談員の質的向上や専門機関との連携強化を図ることが必要となっています。

〔3〕社会全体での協働による取組みの推進

- ・施策推進のパートナーとなる市民団体が、自ら主体性を持ち、自立した組織として活動できるよう支援・指導に努める必要があります。
- ・地域との密着した連携・協働体制の推進については、市全体として取組みが押し進められるよう、引き続き支援に努めることが求められています。

第3章 人権施策の具体的取組み

人権施策の体系

多様化・複雑化する人権課題に対応するため、他の人権施策の推進に関連する計画との連携を図るとともに、人権という共通の視点から次の3点を大きな柱として引き続き総合的な人権施策の体系化を図り、取組みを進めます。

豊かな人権感覚を育てていくための人権教育・啓発の推進

人権擁護を推進していくための権利擁護システムの構築

社会全体での取組みを推進するためのネットワークの形成

また、『多文化共生施策推進基本指針』の理念である、様々な文化、習慣、価値観の違いを認め合い、国籍や民族的、文化的背景に関係なく、共に地域を支え合う豊かで活力ある地域社会の実現を目指します。

基本課題（3）	基本的方向（12）	
1 人権教育・人権啓発の推進	(1)人権教育	学校教育における人権教育の推進
		社会教育における人権学習の推進
	(2)人権啓発	市民・企業等への啓発
各種団体等の啓発活動への支援		
2 人権擁護・保護機能の充実	(3)人権研修	人権に配慮した職務の遂行のため の人権研修等
		人権相談体制の充実
		擁護・保護機能の充実
3 社会全体での協働による 取組みの推進	専門機関との協力体制の推進	
	NPO等多様な主体との協働の推進	
	団体との協議の場の設定	
	企業の自主的な取組みへの支援	
		地域との密着した連携・協働体制の推進

1 人権教育・人権啓発の推進

(1) 人権教育...市民一人ひとりが人権教育や人権啓発の理念を理解し、「人権は他人のものではなく、自らの課題である」と気づき、教育の主体性を保ちつつ、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係機関及び諸団体と役割を分担しながら、一層連携して人権教育を効果的に進めます。

[施策の体系]

【基本的方向】	【課題】	【課題別施策】
学校教育における人権教育の推進	1 人権教育の充実・推進	(1) 人権教育の推進
		(2) 子どもたちの自主的な活動の拡大
		(3) いじめ・不登校に対する対応
		(4) 人権教育の推進システムと教職員研修の充実
社会教育における人権学習の推進	1 人権学習の充実・推進	(1) 人権啓発講座等の実施
		(2) 情報提供活動等の充実
		(3) 社会教育団体等の支援
		(4) 家庭教育の推進
		(5) 多文化共生・国際理解教育事業等の推進
		(6) スポーツ振興による人権啓発の推進
		(7) 図書館活動による障害者支援
		(8) 青少年の健全育成

(2) 人権啓発...『人権施策基本方針』の基本理念である「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現」を目指し、市民が主体となり、人権問題を自分の問題として捉え、人権尊重の理念が日常生活の中に息づく、豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発を効果的に進めます。

[施策の体系]

【基本的方向】	【課題】	【課題別施策】
市民・企業等への啓発	1 市民への啓発	(1) 講演会・講座等による啓発
		(2) 系統的学習の設定
		(3) 課題別人権施策・啓発事業の推進
		(4) 視聴覚教材による啓発
		(5) 情報誌の作成等による情報提供・発信の充実
		(6) 効果の確保
	2 企業への啓発	(1) 事業主などに対する啓発
各種団体等の啓発活動への支援	3 啓発手法の工夫	(1) メディアにおける啓発方法の多様化
	4 行政内部での連携	(1) 庁内組織の活性化
各種団体等の啓発活動への支援	1 啓発活動への支援	(1) 市民・各種団体などが行う啓発活動への協力・支援

(3) 人権研修...職員一人ひとりが人権的な視点に立ち、人権に配慮した職務が遂行できるよう、職員研修等を充実します。

[施策の体系]

【基本的方向】	【課題】	【課題別施策】
人権に配慮した職務の遂行のための人権研修等	1 職務に応じた研修	(1) 職員の人権研修の充実 (2) 専門職員の人権研修の充実
	2 指導者の養成	(1) 研修指導者の養成

2 人権擁護・保護機能の充実

市は市民の人権を擁護する使命があり、人権相談等における的確な助言・指導が行えるよう、国等との連携を図りながら人権擁護・保護に関する施策を展開します。

[施策の体系]

【基本的方向】	【課題】	【課題別施策】
人権相談体制の充実	1 人権相談体制の充実	(1) 分野別人権相談の充実
		(2) 情報提供の充実
		(3) 相談員等の資質の向上
		(4) 人権ネットワークの構築
擁護・保護機能の充実	1 権利擁護システムの構築	(1) 権利擁護事業の普及と充実 (2) 人権擁護機関の設置
	2 様々な人権課題への支援	(1) 難病患者への生活支援 (2) 感染症のまん延の防止
専門機関との協力体制の推進	1 国・府・NPO等との連携	(1) 協力体制の構築
	2 保健・医療・福祉の各機関の連携	(1) ネットワークの構築

3 社会全体での協働による取組みの推進

市民やコミュニティ組織及びNPO、企業等多種多様な参加・参画により、人権施策を効果的・効率的に推進します。

【基本的方向】	【課題】	【課題別施策】
NPO等多様な主体との協働の推進	1 各種団体とのパートナーシップの構築	(1) 各種団体などとの協働
		(2) 国・府などとの連携
団体との協議の場の設定	1 社会的な発言の場の確保	(1) 外国人市民の意見を収集する仕組みづくり
企業の自主的な取組みへの支援	1 企業との連携	(1) 企業との連携
		(2) 企業における研修などの支援
地域との密着した連携・協働体制の推進	1 交流環境等の充実	(1) 交流環境の整備
	2 地域との協働	(1) 地域・地域各種団体・人権関係団体との協働
		(2) 地域及び関係機関との連携
		(3) 地域での子育て活動の支援
		(4) 福祉ボランティア活動の支援
3 地域社会におけるネットワークの形成	(1) 地域社会の各分野におけるネットワークの形成	

第4章 改訂行動計画の推進体制

1 庁内での推進体制

人権擁護推進本部、人権啓発幹事会の活用を行い、あらゆる行政分野の連携により、人権施策の効果的な推進に努めるとともに、人権室、教育政策室を中心に施策の実施状況の適切な進行管理を行います。

2 国、府、近隣自治体との連携体制

- ・ 行政区域を越えて発生する人権問題などに対応するため、国、府、近隣自治体と有機的な連携を構築します。
- ・ 人権啓発ネットワーク協議会等の関係機関と情報交換を緊密にし、それぞれの役割分担に応じた連携体制を強化します。
- ・ 国、府に対して制度・財政面での適切な取組みを求めます。